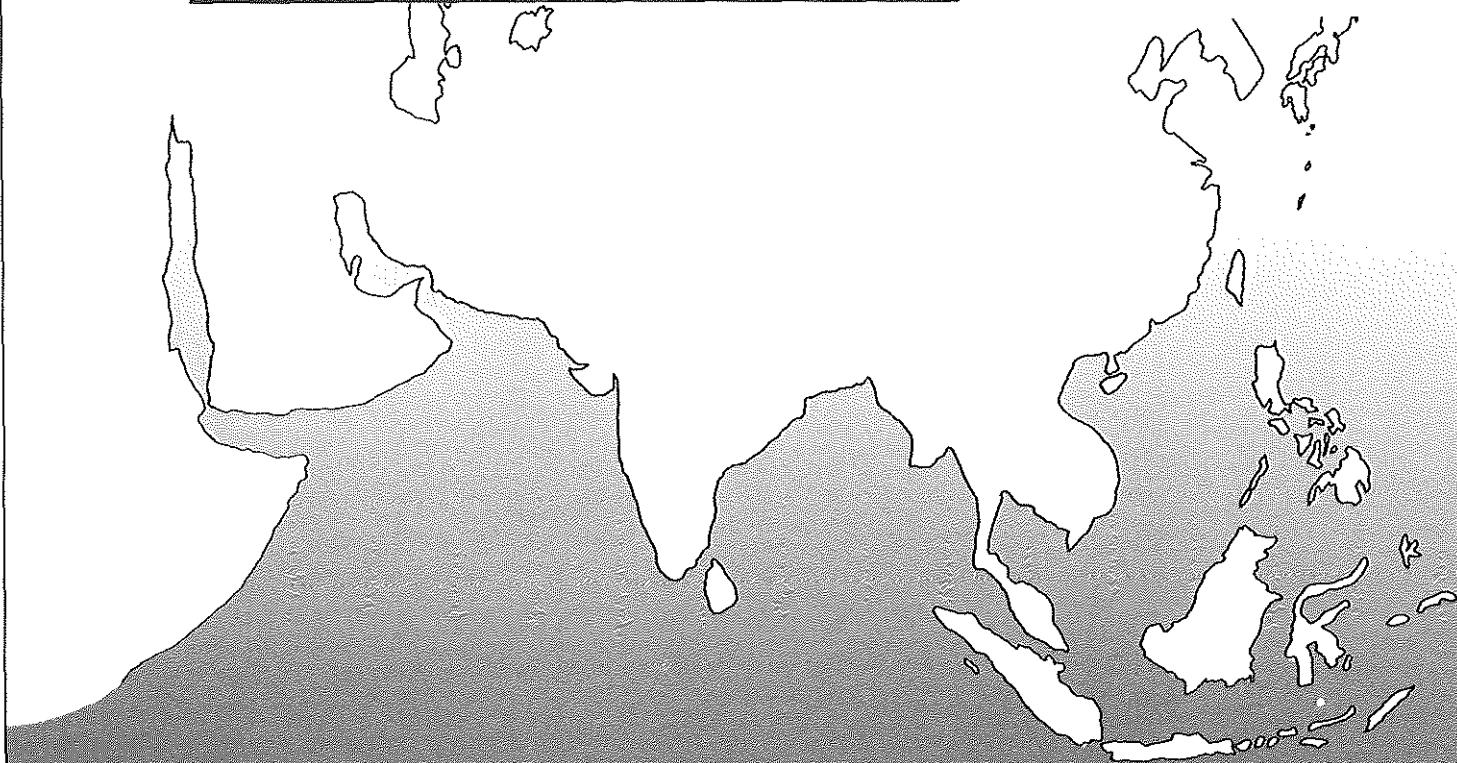


# Asian Population & Development

アジア

## 人口と開発



1985・No.11

財団法人 アジア人口・開発協会(APDA)発行

目次

巻頭言

..... 1

タイ農村の相続制度と人口流出

鷺尾宏明

..... 2

一、田圃の中の巨大都市 ..... 2

二、伝統的農村と末娘相続 ..... 4

三、自給自足からコココーラへ ..... 6

四、危険な所得格差の拡大 ..... 9

APDA・日誌

..... 11

(財)アジア人口・開発協会発足並びに事業経過 ..... 13

(財)アジア人口・開発協会寄附行為 ..... 27

## 巻頭言

アフリカの飢餓の状況が連日のようにマスコミに登場している。針金のようにやせ細った幼児、食糧を受け取る順番を待つポロをまとった女性のやるせない表情；そんな写真を見たり、惨状を伝えるルポを読むたびに、飽食の日本で生活していることを改めて思い知らされ、心が痛む。

国連総会本会議は昨年十二月三日、「アフリカの危機的な経済情勢に関する宣言」を満場一致で採択した。宣言は、国連加盟諸国は一億五千万人のアフリカ諸国の人口が飢えと栄養不良に直面し、数百人の生存が脅かされているとし、アフリカ諸国の自助努力に加え緊急の食糧援助などを訴えている。

外務省は昨年九月二十八日から「アフリカ月間」を実施、アフリカ危機救済のための節食ランチなどでその意識を盛り上げた。安倍外相はザンビアなど三カ国を訪問して飢餓の実情を視察、帰国後の緊急アピールの中で「干ばつによる被災は戦争と同様、世界の安定と平和への脅威」と改めて救済を強く訴えた。政府はアフリカ諸国に約五千万ドルの食糧・農業開発援助の実施を約束。官民合同調査団を派遣して援助方法などを調査した。

民間団体の活動も目覚ましい。「難民を助ける会」のボランティア十四人は昨秋、南部アフリカの難民キャンプで救援活動を始めた。一握りの米を送る運動、飢餓に加え寒さに苦しむ難民に毛布を送る運動；。国連児童基金などの救援金も相当な額に上っている。飢えるアフリカへの関心を一時的なブームで終わらせず、自助努力を支える政府、民間の援助を続けるよう努力したいものだ。

# タイ農村の相続制度と人口流出

鷺尾 宏明

(アジア経済研究所 経済協力調査室研究主任)

## 一、田圃の中の巨大都市

現在タイ国の都市・農村問題の象徴的現象は、首都バンコクへの人口、政治、経済、文化などの過度の一点集中現象である。そして、その表裏の関係として人口過疎、低所得、社会経済基盤不足に悩まされている農村がある。しかも、このような農村に人口の約八割が生活しているのである。例えば、人口密度は全国平均八七人／km<sup>2</sup>に対してバンコクは三、〇〇一人／km<sup>2</sup>。一人当り年間所得は、東北地方が五、八〇六バーツに対してバンコクは、四三、四二三バーツで、七、五倍の差がある(一九八〇年、一バーツ≒十円)。国立大学十五校のうちバンコクに十校あり、他は七二県中五県にあるのみである。この他、電話、上水道、工場、事業所、医者等々、多様な面でバンコクとそれ以外の地方との間に大きな格差が存在している。

しかし、バンコクの人口増加と住民の生活上の欲求は大きくなるばかりで、都市行政が都市化に追いつかないのが現状である。このため、発展途上国であるタイ国は、その乏しい開発資金を急務となっているバンコクの都市問題対策に優先して配分しなければならず、そうすることは、すでにある地域格差をさらに拡大することになって、バンコクへの集中現象を一層増大することになる。他方、格差是正のために、開発資金を地方に配分すれば、少

ない資金の多数分割配分で効率が上らず、首都バンコクの都市問題の深刻化が政治問題に発展しかねない。

このようなジレンマをかかえた都市・農村問題の状況は、現在、発展途上国の多くが直面している共通現象の一つであるかも知れない。しかし、タイ国の場合、次のような特徴がある。まず、地方都市の発達が未熟であるのに対して、首都バンコクのみが異常な増殖をしていることである。因に、バンコクの人口四六七万人に対して、第二位の都市チェンマイの人口は十万人にしか過ぎず、その格差は四七・一という大差であり世界的にもめずらしい。次に、タイ全国の農業就業人口が、一九八〇年においても全就業人口の七二%と高いことである。これらは、タイの都市・農村関係が「田圃の中の単一巨大都市化」という相互関係にあることを示している。このような、いびつな発展の実態はどのようなものであるのか、このような都市・農村関係が、今後のタイ社会にどのような問題を提起していくのかは、発展途上国に関心を持つ人にとって興味深いことである。この問題にアプローチするため、都市に大量の人口を送り出している農村の社会経済関係を分析し、今後のタイ農村社会がどのように変わろうとしているのかを検討してみたい。



タイ東北地方の田植。かつての日本の田植風景とそっくりである。

## 二、伝統的農村と末娘相続

タイの農村は全般的にモンsoon稲作農村として特徴づけられるが、地域別に見れば大きく四地方に分類することができる。まず①中部地方は、チャオプラヤ河流域の肥沃で広大な水田地帯とその東西の緩やかな丘陵地帯からなり、いわゆる世界の「ライス・ボウル」の代表地域となっている。その名の通り、中部地方はタイ国で最も稲作条件の良い地域の一つである。このため、古くから大土地所有制が発達し、小作制度も最も一般化している地方である。次に②北部地方は、山岳、丘陵地が多く、稲作は数多い盆地や河川地域を中心に行なわれている。このうち条件の良い地域では大土地所有の小作制度が発達し、それ以外の地域では小規模自作農が一般化している。また、北部地方は降雨や自然の水利条件に恵まれているため、二期作、野菜栽培、果樹栽培なども古くから発達している。③東北地方は、コーラート高原と言われ、丘陵地が多く、その上サバナ気候地域であるため稲作にはあまり条件の良い地方ではない。しかし、五月～十月の雨期の一期作として、河川流域、平担地を中心に稲作が行なわれる。東北地方は、稲作条件に恵まれていなかったこともあって、古くからの大土地所有の小作制度は発達しておらず、大半が小規模自作農である。最後に④南部地方は、マレー半島部分からなり、山地、丘陵地がほとんどで平担地は少ない。従って稲作に適した土地が少なく、米の豊富なタイ国にあって、米を他地域から移入しなければならぬ唯一の地方となっている。その代り、南部地方は、ゴム、錫、果物、魚に恵まれ、古くから現金所得の高い地方であった。さて、このようなタイ国の農村にあって、南部地方の住民は、中国系住民とマレー系住民を主にしており、他地方の農村社会とはかなり



農村の小学校と子供達。スリッパをはいていた子と裸足の子がいる。寺に隣接していた。

ライは一、六ヘクタール)の水田を持ち、家族と水牛の労力で、天水に依存しながら(従って一期作)稲作を行なっている。水田一ライの米生産量が成人一人の一年間の米の消費量に相当しているといわれ、家族が六人であれば六ライの水田を必要とする。農家の相続は末娘相続が伝統的で、平均寿命が五十才前後であったから(極最近は六十才)両親が年をとって体力が衰えた頃に、成長した末娘が婿を迎えて後を継ぐというものであった。年長の子供達は、男子の場合、成長すると親元を出て行くが、六、七才まで親元で幼児期を過し、六、七才から十一才位まで寺の仏門に入って行儀見習い、仏教教育を受ける(現代ではこの期間が義務教育期間となっている)。十一、十二才で還俗して十六、十七才まで親の田畑を手伝い、その間に身につけた生活の知識を持って、嫁を取って、新たな耕地を開拓して独立して行くのが成長パターン

異なったところがある。伝統的なタイ農村生活の姿は、東北部と北部地方に多く見ることができる。以下に、これら地方の農民の生活を中心にしながら、タイ農民の伝統的な生活様式と農村コミュニティの姿を見てみよう。伝統的な普通のタイの農家は三ライ、十ライ(一ライは〇、一六ヘクタール。従って十

ンである。女子の場合は、十二、十三才まで親元で幼児期、及び弟・妹・家畜の世話、水くみなどの雑用をする年少期を過す。その後、十三、十四才から十八、十九才までに親の田畑、家事を手伝いながら生活の知識を身につけると共に、順次結婚して親元を出て行くのが成長のパターンであった。そして、つい最近の一九六〇年代までは、このような農民が独立し、未開地を開拓して耕地を持つことが自由にできた。さらに、このような農民は、自分の家族が食べていけるだけの耕地を開拓し、家族が食べて行ければそれ以上の余分の農地を持つことをあまりしないで、自給自足の生活を営むのが常であった。従って、家の建築にしても、日常生活用品にしても、主として竹材を建材やザル、カゴなどの日用雑貨品の材料にして上手に利用し、近辺の大木を柱や板にして何年もかけて貯えて、家屋改築の準備をするなどしていた。

従って、伝統的なタイの農家は、両親を中心とする、核家族の労働力の範囲の生産手段を所有し、それを次世代の末娘夫婦が相続し、親の農業規模をそのまま子が継承する農家経済の単純再生産の仕組であった。これは、長男相続制をとる華僑住民の、壮年の両親と成年の長男夫婦とが共に働き、即ち、上記のタイ的核家族労働力の二倍の労働力で拡大再生産の仕組を持つ家族経済と大いに違う点である。東南アジア稲作農業、特にタイの伝統的稲作農業の停滞性は、その要因の一つに、このような末娘相続制による単純再生産メカニズムが影響していたものと考えられる。

### 三、自給自足からコカコーラへ

タイ農家の相続制度には、上記の末娘相続制とともに、均分相続制度も伝統的な考え方としてあり、この均分相続制はタイの民法典にも規定されている。均分相続の具体的な仕方は地方によ



っても違い、その農家の財産状態によっても違ってくる。親の残した田畑、家屋敷を子供の数で上手に均等分けする場合もあるし、家屋敷は末娘が相続し、田畑を均分相続する場合もある。これらの場合、農家の田畑は世代を経る毎に細分化されることになる。また、末娘が親の財産を全部相続して、均分相続相当分を現金や、毎年の生産米や家の建築資材などで末娘が他の兄弟姉に贈与する場合もある。これは長年に渡ることも稀ではない。タイの普通の稲作自作農は単純再生産程度の財産しか持っていないため、多くの場合、末娘が両親の家屋敷を相続し、田畑は末娘の全部相続から、家屋敷の財産価値も勘案して田畑を分割する範囲で処理するものが一般的である。このため、田畑の分割傾向が強い地域では、家族が食べるだけの米の生産を維持するために、不足する田畑の買い足しや新規開拓、さらに借地、自作などの形が多くなり、複雑な土地の権利関係と土地の細分化が進んでいる。そして、この過程で、十分な土地が持てず農村を離れて都市へ流出する者、全く新天地を求めて未開地に入殖する者などが出ることになる。特に、大土地所有＝小作制度が発達している中部地方では、早くから都市への流出（主としてバンコクへの流出）と他県への開拓移民が多かったし、また、北部、東北地方の特に稲作先進地域からの、同様な、都市への流出と後進他県への開拓移民が多かった。これは、大土地所有地では小作人の数が世襲的にほぼ一定していたため、余剰人員が押し出されたためであり、古くからの稲作先進地域、自作農の多い地方では、人口増加により近隣の稲作適地が開拓されつくして、水田の広がる余地が無くなり、余剰人員が押し出されたためである。

第二次世界大戦後一九七〇年代前半まで続くタイの人口爆発は、上記のような仕組を持つ農村社会に大きな人口圧力をかけること

になった。このため、一方で農村から都市への人口移動、他方で先進農村から後進農村への人口移動が大きな流れとなった。幸い農村から農村への人口移動は、一九六〇―七〇年代のトーモロコシ、ケナフ、キャッサバ、砂糖キビなど一次産品開発により、それまで稲作に不適であった未開拓の、広大な丘陵地帯が畑作地帯に転換されたため、開拓農民として大量に吸収されることができた。換金作物であるこれら一次産品の開発は、主として、中部地方の広大な丘陵地、東北地方の広大な丘陵地へ一九七〇年代中頃までの、耕地拡大が限界に達するまで進められた。これを通じて、タイの農業は伝統的な稲作モノカルチャーから多角農業へと変身し、畑作換金作物農家が大量に形成されると共に、彼らは急速に商品経済へまき込まれて行った。これらの畑作農家は、トーモロコシ、キャッサバ、砂糖キビなどを輸出仲買業者や製糖工場へ売り、それで得た現金で、アルミやプラスチックの日常生活用品、トタンやセメント柱などの建築材料、その他ラジオ、農機具、肥料、農薬、衣服、コココーラ、味の素など多種多様な工業製品を購入するようになった。このような農村の変化は、道路と自動車普及すればする程、村の電化が進めば進む程、そして教育や文化・情報が普及すればする程進展し、貨幣経済・商品経済が末端農村にまで浸透することとなった。このため、かつては無ければ無いで生活し、竹やバナナの葉や水牛など身近な自然物で自給自足していたタイの農村社会は、最近二十年間で大きく変動し、今や農民の日常生活はコココーラなどあらゆる種類の工業製品に取り囲まれて営まれるようになり、それらの商品を買うための現金所得を必要とするようになった。そして、これらの工業製品のほとんどは、首都バンコクか、バンコク隣接県の工業団地で生産されたり、バンコクを通して輸入された物ばかりであった。

#### 四、危険な所得格差の拡大

つい十年位前までは、雨期には孤立しがちであったタイの末端農村の庭先に、今では自動車が入るようになり、安くて便利な様々な工業製品が容易に入手できるようになった。また、教育の普及で小学校、できればそれ以上の学校まで子供を行かせたいという農家の親は、教育費にお金がかかるようになった。特に中学校以上の教育施設は村内には無く、郡庁所在地や県庁所在地、大学になればバンコクまで子供を学びに行かせなければならぬ。その費用たるや、値段の安い農作物を少々売った位ではまかなえない。工業製日常生活用品、米以外の食糧品、調味料、清涼飲料水、教育費、子供の被服費、交通費、電気代、家電製品など、かつては自給するか、支出の経験がなかったものが、今では現金の支出として農家の家計に影響している。ましてや耕耘機や肥料、小型トラックとなると、大きな借金をしなければならぬ。このようにために、現在のタイの農村は、かつての食べるだけの米が取れるかではなく、どれだけ現金収入が得られるかが農村生活の最重要問題となってしまった。そして、農家が換金作物を作っているか、田畑の規模はどれだけかが現金所得を左右し、不足分を出稼ぎ労働に頼らなければならなくなった。伝統的身分による大地主、蓄財をした華僑地主、一次産品開発の流れにうまく乗れた農民を別にして、単純再生産を基礎とする大半のタイの自作農民は、階層分化の新たな歴史的転換点に現在直面しているといえる。

歴史上、飢餓を経験したことがなく、食べることに不足しないばかりか、国全体としては多くを輸出してきたタイの食糧事情は、民生の安定に大きな役割をはたしてきた。しかし、現金所得の少ない多くの農民（Ⅱ国民）は、最近の商品経済社会の中で動揺し



10才前後の子供が、市場の野菜売りに母親の手助けを行なっている。

ている。そして、この動揺は、かつて稲作条件の良かった先進米作專業農村に最も深刻である。都市の繁栄に取り残された農村、商品經濟に取り残された農民、これまで極めて安定していたタイの社会は所得格差の拡大により、厳しい社会状況に移行しつつあるように思われる。

(一九八四・十二・十九)

9月7日

人口と開発研究会開催。

「インド農村開発と人口問題」について桶舎典男貿易センター教授が講演。

9月8日

「留学生の学習と生活条件に関する研究——人的能力開発に即して」研究会開催。主査 川野重任理事。

9月12日

「農村人口と農業開発に関する調査」調査団インドに派遣。（調査団員：大内穂、押川文子、遠藤正昭の各氏）。

）29日

「留学生の学習と生活条件に関する研究——人的能力開発に即して」研究会開催。

9月27日

本協会理事会開催。

於赤坂プリンスホテル。

10月17日

「インド農村人口と農業開発に関する調査」国内委員会開催。

主査 川野重任理事

10月19日

「タイ人口と開発基礎調査——生活福祉関連調査」国内委員会開催。

主査 黒田俊夫理事

11月1日

ジョージ・ザイデンシュタイン、ポピュレーションカウンシル会長来所。黒田俊夫理事と会談。

11月4日

「タイ国人口と開発基礎調査——生活福祉関連調査」調査団タイに派遣。（調査団員：黒田俊夫、山本幹夫、遠藤正昭の各氏。）

）17日

11月9日  
～26日

11月12日

11月13日

11月26日

12月18日

メキシコ人口プロジェクトカウンターパート受入（JICA委託）ホセ・G・S・アレドンドメキシコ内務省国家人口審議会企画局長、フロンシスコ・J・G・グスマン 同会事業運営局長、厚生省人口問題研究所、兵庫県庁で研修。  
松村昭雄GCPD事務局長来所。  
「インド農村人口と農業開発に関する調査」国内委員会開催。  
「タイ人口と開発基礎調査——生活福祉関連調査」国内委員会開催。  
ラファエル・サラス国連人口活動基金事務局長、安藤博文同基金アジア部長、佐藤隆副理事長と会談。

財団法人アジア人口・開発協会発足並びに事業経過

<p>一九七三・十 (十・十三)～二十八</p>	<p>アジア人口事情視察団派遣(インド、タイ、インドネシア、フィリピン) 。国会議員 岸 信介(団長)、田中龍夫、八田貞義、佐藤 隆、山崎竜男、加藤シヅエ、阿部昭吾 。他 花村仁八郎、W.ドレーパー、J.タイディングス 官庁、マスコミ関係等</p>
<p>一九七四・四・一</p>	<p>「国際人口問題議員懇談会」設立 (会長・岸 信介) 衆・参超党派議員一一九名で発足。 ☆世界で初の試みである。</p>
<p>一九七四・四・二十五</p>	<p>「食糧と人口に関する宣言」；国連式典 (於・国連本部) 宣言書署名・佐藤 隆 。八月及び十一月の世界人口・食糧会議に先立ち、各国政府に現実的且つ果敢な諸政策を採るよう要請する五項目から成る。 。人口・食糧問題解決の為、国連にリーダーシップをとることを要請した宣言文。</p>

<p>一九七四・八 (八・十九〜三十)</p>	<p>第三回 国際人口会議 (於…ブカレスト) 総勢 四五〇〇人</p> <p>齊藤邦吉(元厚生大臣)、八田貞義、佐藤 隆、 堂森芳夫、柏原ヤス、中沢伊登子 他</p>
<p>一九七四・十</p>	<p>I P U 列国議会同盟会議 (於…東京) 参加国…六十五カ国</p> <p>佐藤 隆 代議士 「食糧と人口問題」ライス・バンク構想を 提唱。</p>
<p>一九七七・九 (九・三〜十八)</p>	<p>中南米家族計画視察団(メキシコ、コロンビア、ブラ ジル、アメリカ、カナダ) 国会議員(八名)</p> <p>岸 信介(団長)、佐藤 隆、住 栄作、 安孫子藤吉、和田耕作、阿部昭吾、福岡義登、 吉寺 宏、他</p> <p>顧問団(十六名) 大来佐武郎、花村仁八郎 他 UNFPA二名、事務局五名</p> <p>。先進国にも、途上国にも、人口問題議員グループ を結成させるべく、各国立法府議員に呼びかけた。</p>



<p>一九七七・十一 (十二・五ノ十二)</p>	<p>人口と開発先進国会議（ロンドン、ボン、ベルリン）</p> <p>参加国…日、米、英、加、西独（五カ国…十六名） 日本側…佐藤 隆、和田耕作、土井たか子</p> <p>。一九七七年九月の中南米視察に引続き各国立法府議員への呼びかけ。</p> <p>。国際議員会議の開催について討議。</p>
<p>一九七八・三 (三・二十八ノ三十)</p>	<p>人口と開発列国国議員（IPOP）東京会議</p> <p>Ⅰ 第一回 国際会議準備会議Ⅰ</p> <p>参加国…米、英、加、西独、インド、スリランカ、メキシコ、ブラジル、コロンビア（九カ国四十名）、日本（十名）</p> <p>。運営委員メンバー国、。参加国、。議事日程、。予算</p>
<p>一九七八・十 (十・十六ノ十七)</p>	<p>IPOP国際会議準備委員会（第二回） (於…チュニジア)</p> <p>日本側参加者…佐藤 隆 他</p> <p>。開催国、。主催機関、。議題 etc、。について</p>
<p>一九七九・三</p>	<p>IPOP国際会議準備委員会（第三回） (於…メキシコ)</p> <p>日本側参加者…佐藤 隆 他</p> <p>。「宣言」の草案作成、。会議規定、。日程 etc</p>

一九七九・八  
(八・二十六)  
九・二

IPOP 国際会議

(於…スリランカ)

参加国…六十四カ国

他、国連各機関、I P P F 等

総勢 五五〇名

日本側…岸 信介、佐藤 隆、石本 茂、中村啓一、

柏原ヤス

☆人口問題議員グループ、結成国二十五カ国を越えるに到ったので、U N F P A に働きかけ、コロンボで開催。

一、"コロンボ宣言"採択

この宣言により、一九八一年、アフリカ、ヨーロッパ、アジアの各大陸での人口会議が開かれた。

一九八一年 七月 ケニヤのナイロビに於て

十月 中国の北京に於て

十二月 仏、ストラスブル

に於て

一九八二年十二月 ブラジルのリオデジヤネイロに於て

(予定)

一九八〇・九  
(九・十)十三

資源、人口、開発に関するアセアン国会議員代表者会議

(於…クアラルンプール)

参加国…シンガポール、マレーシア、タイ、フィリ

ピン、インドネシア(五カ国)

日本側…佐藤 隆、住 栄作、井上晋方

日本はオブザーバーとして参加をし、北京会議開催を提案。合意を取付けた。

<p>一九八一・六 (六・十九～二十)</p>	<p>一九八一・三・二十三</p>	<p>一九八一・二</p>	<p>一九八〇・十一</p>
<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第二回運営委員会 (於…北 京)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ 他 UNFPA 日本側…佐藤 隆、住 栄作、 土井たか子 他五名</p>	<p>佐藤 隆代議士——国連開発計画(UNDP)と アドバイザー契約締結 。一九七九年八月の「コロンボ宣言」に基づく、 地域IPOP会議の開催とそのフォローアップ を任務とする。</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第一回運営委員会 (於…東 京)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ、 マレーシア 。政治、イデオロギーの問題の除外について</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 日・中打合会 (於…北 京)</p> <p>佐藤 隆、井上晋方 。開催地北京への正式な可能性打診</p>

一九八一・十  
(十・二十七)三十

「人口と開発に関するアジア国会議員会議」

期 日…一九八一年十月二十七日～三十日  
開催地…中国北京市  
会 場…人民大会堂

(1) 日本側出席者…

1. 団長 福田 赳夫 (衆・自)
2. 佐藤 隆 ( " )
3. 住 栄 作 ( " )
4. 関谷 勝 嗣 ( " )
5. 桜井 新 ( " )
6. 粟山 明 ( " )
7. 石本 茂 (参・自)
8. 田代 由紀男 ( " )
9. 井上 晋方 (衆・社)
10. 土井 たか子 ( " )
11. 福岡 義 登 ( " )
12. 川本 敏 美 ( " )
13. 片山 甚 市 (参・社)
14. 有 島 重 武 (衆・公)
15. 柏原 ヤス (参・公)
16. 矢 追 秀 彦 ( " )
17. 和田 耕 作 (衆・民社)
18. 柄谷 道 一 (参・民社)
19. 山口 敏 夫 (衆・新自)
20. 阿部 昭 吾 (衆・社民連)

秘書数名

同時通訳者 三名

事務局 三名

	<p>(2) 議長…廖承志 (中国全人代副委員長) 副議長…佐藤 隆 他五名 司 会…陳慕華 (中国副総理) 起草委員…住 榮作 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目 (十月二十七日) 。福田元首相の特別講演 。福田元首相、国連平和賞受賞</p> <p>② 第二日目 (十月二十八日) 。黒田俊夫博士の 「日本の人口変動の傾向と展望」講演</p> <p>③ 第三日目 (十月二十九日) 。住代議士によるカントリ・レポート発表</p> <p>④ 最終日 (十月三十日) 。北京宣言採択</p>
一九八一・十・三十	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第三回運営委員会 (北京会議最終日同地にて)</p>

<p>一九八二・二・十</p>	<p>財団法人アジア人口・開発協会 創立</p> <p>☆北京会議時の第三回運営委員会に於て、発議された「アジア議員フォーラム」の活動母体として創立された。</p> <p>理事長…田中龍夫 (衆議院議員自民党総務会長)</p> <p>副理事長…佐藤 隆 ( " 自民党副幹事長)</p> <p>理事 事…住 栄作 ( " 自民党総務局長)</p> <p>" " 花村仁八郎 (経団連副会長)</p> <p>" " 前田福三郎 (日本電波塔(株)社長)</p> <p>監 事…斎田慶四郎 (財)家族計画国際協力財団 事務局長)</p>
<p>一九八二・三 (三・八)九</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」</p> <p>暫定委員会 (於…ニューデリー)</p> <p>参加国…六ヶ国…中国、日本、マレーシア、スリランカ、インド、オーストラリア</p> <p>他機関…UNFPA、IPPF、AYCP</p> <p>日本側…佐藤 隆、井上晋方 他人口問題専門家</p> <p>特記事項…①一九八一年十月三十日付「北京宣言に基き「Asian Forum of Parliamentarians on Population and Development (A.F.P.P.D.)」人口と開発に関するアジア議員フォーラム」を正式に発足。</p> <p>②AFPPD発足に併い、この委員会はそのままAFPPD第一回運営委員会となった。</p>

一九八二・八  
(八・二一〇三)

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」  
第一回準備運営委員会 (於…マニラ)

参加国…日本、中国、インド、スリランカ、オース

トラリア、フィリピン、他UNDP、UN

FPA等

議長…佐藤 隆

。準備委員会及び大会参加国等について

☆準備運営委員会役員にフィリピンが加わった。

一九八二・十二  
(十二・二一〇五)

「人口と開発に関するブラジル会議」

(於…ブラジル)

参加国…西半球諸国二十ヶ国

議題…西半球諸国の開発・人口・婦人の地位・

子供の保護・移民の各問題について。

宣言…各国に「人口と開発に関する国内議員委

員会」を形成し、議題としてとりあげた

諸問題の改善に向け、積極的に努力する。

一九八三・三  
（三・七）九

元大統領・首相会議設立委員会

（於…ウイーン、ホーフブルグ王宮）

主催…人口と開発に関するグローバル・コミッティ  
共催…国連開発計画（UNDP）  
発起人メンバー…

日 本・福田赳夫元首相

ウイーン・ワルトハイム前国連事務総長

ルーマニア・マネスク元首相

セネガル・サンゴール前大統領

コロンビア・バストラリーナ・ボレロ元大統領

チュニジア・ヌイラ元首相

オブザーバー…イギリス・ヒース元首相

第一回執行委員会…83年5月東京で開催予定

本会議…83年秋開催予定

一九八三・五  
（五・十九）二十

元大統領・首相会議実行委員会

（於 東京）

福田赳夫元首相

ワルトハイム前国連事務総長

ボレロ元コロンビア大統領

第一回本会議…83年11月中旬オーストリアで開催  
予定



一九八三・七・七

財団法人アジア人口・開発協会理事会

厚生、外務、農林水産三省共管認可法人に拡大して初の理事会で新たに次の十氏が理事に就任。

〈人口・開発・食糧分野〉

理事…黒田俊夫 (日大人口研究所顧問)

” …川野重任 (東大名誉教授)

” …小林和正 (日大人口研究所教授)

〈科学技術・エネルギー・資源分野〉

理事…本多健一 (東大工学部教授)

” …森 一久 (日本原子力産業会議専務理事)

” …武田修三郎 (東海大工学部教授)

〈行政OB・官界〉

理事…内村良英 (元農林事務次官)

” …翁久次郎 (元厚生事務次官)

” …須之部量三 (前外務事務次官)

〈経済界〉

理事…房野夏明 (経団連総務部長)

一九八三・十  
(十・十〜十)

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」  
第二回準備運営委員会 (於…バンコク)

参加国…日本、中国、インド、フィリピン、

UNDP、UNFPA、IPPF

議長…佐藤 隆

。大会参加国等について

一九八三・十一・  
(十六、十八)

「元大統領・首相会議第一回総会」

(於…ウィーン、ホーフブルグ王宮)

主 催…人口と開発に関するグローバル・コミッテイ  
共 催…国連開発計画 (UNDP)  
召 集 者…福田 赳夫

議 長…クルト・ワルトハイム (前国連事務総長)  
事務総長…ブラッドフォード・モース (UNDP事務総長)  
構 成 国…(二十六カ国)

○日 本…福田 赳夫

○国 際 連 合…クルト・ワルトハイム

○カメルーン…アーマッド・アヒジョ

○イ タ リ ア…ジュリオ・アンドレオッティ

○ネ パ ー ル…キルティ・ニデイー・ピスタ

○イ ギ リ ス…ジェームス・キャラハン

○フ ラ ン ス…ジャック・シヤパン・デルマ

○タ イ…クリマンサック・チョマナン

○ザ ン ビ ア…マテイアス・マインツァ・チョーナ

○ハンガリー…イエノ・ホック

○オーストラリア…マルコム・フレージャー

○アルゼンチン…アルトゥーロ・フロンデシイ

○ス イ ス…クルト・フルグラール

○レ バ ノ ン…セリム・ホス

○ルーマニア…マネア・マネスキュー

○ジャマイカ…ミハエル・マンレー

○チュニジア…ヘデイー・ヌイラ

○ナイジェリア…オルセグン・オバサンジョ

○モ ロ ッ コ…アハメッド・オスマン

○コロンビア…ミサエル・パストラナーナ・ボレロ

○ベネズエラ…カルロス・アンドレス・ペレ

<p>一九八四・二・十六</p>	<p>○ポルトガルⅡマリア・ド・ルールド・ピクタシルゴ  ○ユーゴスラビアⅡミチャ・リビチツチ  ○西ドイツⅡヘルムート・シュミット  ○セネガルⅡレオポルド・セタール・サンゴール  ○スウェーデンⅡオラ・ウルステン</p>
<p>一九八四・二・十六</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム第二回  運営委員会」  （於…ニューデリー）  参加国…日本、中国、スリランカ、インド、  オーストラリア  議長…佐藤 隆  ○第一回大会の具体的手順及び大会以降の展開につ  いて</p>
<p>一九八四・二  （十七）二十</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム第一回  大会」  期 日…一九八四年二月十七日～二十日  開催地…インド・ニューデリー  会 場…ビギャン・バワン（国際会議場）  参加者…三十一カ国、四十七機関…二百九十七名  (1)日本側出席者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、名誉団長 福田 赳夫（衆・自）</li> <li>2、団 長 佐藤 隆（ # ）</li> <li>3、副団長 井上 普方（衆・社）</li> <li>4、 阿部 昭吾（衆・社民連）</li> <li>5、 矢追 秀彦（衆・公）</li> <li>6、 安孫子藤吉（参・自）</li> <li>7、 柄谷 道一（参・民社）</li> <li>8、 石井 一二（参・自）</li> <li>9、 倉田 寛之（ # ）</li> </ol>

<p>一九八四・二・二十</p>	
<p>人口と開発に関するアジアフォーラム・各国代表者会議</p> <p>参加国…AFPFD公式参加国(十六カ国)</p> <p>UNDP・UNFPA・IPPF</p> <p>議長…佐藤 隆</p> <p>○AFPFD活動方針と展望、今後の活動計画について</p>	<p>(2) 議長…バルラム・ジャカル(インド国会議長)</p> <p>司 会…サット・ポール・ミッター(アジアフォーラム事務総長)</p> <p>起草委員…石井一二 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目(二月十七日)</p> <p>福田赳夫元首相(グローバル・コミッテイ会長)・歓迎挨拶</p> <p>インデラ・ガンジーインド首相・歓迎挨拶</p> <p>ヘルムット・シュミット西独前首相基調演説</p> <p>② 第二日目(二月十八日)</p> <p>黒田俊夫博士「国家開発政策——人口と開発の新たな元」講演</p> <p>③ 第三日目(二月十九日)</p> <p>ランジット・アパト・スリランカ厚生大臣</p> <p>「スリランカ・住民参加」講演</p> <p>④ 最終日</p> <p>ニューデリ宣言採択</p>
<p>一九八四・八 (十五、十六)</p>	<p>人口と開発に関する国際議員会議</p> <p>参加者…田中龍夫理事長、佐藤隆副理事長、遠藤正昭、木村道子職員。</p>

# 財団法人「アジア人口・開発協会」

## 寄附行為

### 第一章 総 則

#### (名 称)

第一条 この法人は財団法人 アジア人口・開発協会という。

#### (事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目十番  
二号 永田町TBRビル七〇号室に置く。

#### (支 部)

第三条 この法人は、必要と認めるときは理事会の議決を経て、支部を  
設置することができる。

### 第二章 目的及び事業

#### (目 的)

第四条 この法人は、日本及びアジア諸国における人口問題と開発に関  
する調査研究等を通じて、社会開発と経済発展に寄与し、もって  
アジアにおける福祉の向上と平和の確立及び我が国の国際協力の  
推進に資することを目的とする。

#### (事 業)

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本及びアジア諸国における人口及び開発問題（食料・農業  
問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
2. 人口及び開発問題に関するアジア諸国の関係機関との情報の  
交換及び協力
3. 公的機関、公的団体等によるアジア諸国に係る人口及び開発  
事業（農業開発事業を含む。）への協力
4. 会議及び研究会の開催
5. 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ

6. 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
7. 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第六条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 財産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

#### (資産の種類別)

第七条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

② 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 法人設立に際し、財産目録中基本財産とされた財産
2. 法人設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
3. 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

第八条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経た確実な方法により、行うものとする。

#### (基本財産の処分の制限)

第九条 この法人の基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

第十条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁す

る。

(事業計画及び収支予算)

第十一条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告書及び収支計算書等)

第十二条 毎年度の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第十三条 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員等

(役員)

第十五条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 十五名以上二十名以内
  2. 監事 二名以内
- ② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事)

第十六条 理事及び監事は、理事会において選任する。

② 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

③ 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(理事長)

第十七条 この法人に理事長を置き、理事の中から互選する。

② 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副理事長)

第十八条 この法人に副理事長一名を置き、理事のなかから互選する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第十九条 役員任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第二十条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問)

第二十一条 この法人に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べる。

(事務局)

第二十二条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- ② 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第二十二条の2 理事長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 寄附行為

2. 理事、監事等及び職員の名簿及び略歴書

3. 許可、認可等及び登記に関する書類



4. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
5. その他必要な書類及び帳簿

## 第五章 理事会

### (構成)

第二十三条 理事会は、理事をもつて構成する。

### (権能)

第二十四条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
2. その他、この法人の運営に関する重要なこと

### (招集)

第二十五条 理事会は理事長が招集する。

- ② 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して文書をもって七日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

### (議長)

第二十六条 理事会の議長は理事長とする。

### (定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第二十八条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもつて決する。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

### (書面表決等)

第二十八条の2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あ

- らかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前二条の適用については、出席したものとみなす。
- ② 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。
- ③ 第一項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならぬ。

#### (監事の出席)

第二十九条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

#### (議事録)

第三十条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
3. 議案
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

- ③ 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

### 第六章 寄附行為の変更及び解散

#### (寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更できない。

#### (解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経て、主務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

## 第七章 雑 則

第三十四条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

1. この寄附行為は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第十五条から第十八条までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第十九条の規定にかかわらず、昭和五十七年三月三十一日までとする。
3. この法人の設立の日の属する会計年度は、第十四条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和五十七年三月三十一日までとする。
4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第十一条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算による。

## 附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（昭和五十八年三月三十一日）から施行する。

ただし、第十五条の規定の変更については、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和59年1月31日発行(季刊)

「アジア 人口と開発」 №.11

発行者 田中 龍夫

発行所 財団法人 アジア 人口・開発協会

〒100 千代田区永田町2-10-2

永田町TBRビル710号

TEL 03(581)7770(代表)